

1 財政上の不合理な措置の是正（重点）

提案要求先 総務省・財務省
都所管局 財務局・主税局

現在都が受けている、次に掲げる措置については、極めて不合理なものであり、地方税財政制度の抜本の見直しを待つまでもなく、速やかに是正すること。

- 1 地方交付税の不交付を理由とする財源調整等の廃止
 - (1) 地方道路譲与税の譲与制限

2 固定資産税制の改革（一般）

提案要求先 総務省
都所管局 主税局

固定資産税制を抜本的に見直し、地価と税負担の関係がより明確となるようにするとともに、課税の仕組みを簡素化すること。

また、評価の仕組みについても、簡素で理解しやすい制度へと見直すこと。

3 国有資産等所在市町村交付金制度等の見直し (一般)

提案要求先 総務省
都所管局 主税局

国有資産等所在市町村交付金制度については、当面、固定資産税相当分に加え、都市計画税相当分も交付するよう見直すこと。

また、同制度の前提となる国及び地方公共団体等に対する非課税措置については、他の同種の固定資産との間の負担の均衡等を考慮して、廃止も含めた抜本的な見直しを検討すること。

4 相続税・贈与税の見直し(一般)

提案要求先 総務省・財務省
都所管局 主税局

社会経済の活力維持等の観点から、相続税・贈与税のあり方を抜本的に見直すこと。

5 還付加算金の割合の引下げ（一般）

提案要求先 総務省・財務省
都所管局 主税局・総務局

市中金利に比べ、過大となっている還付加算金の割合を引き下げる
こと。

6 課税の適正化のための民事執行法の改正（一般）

提案要求先 総務省・法務省
都所管局 主税局

競売不動産の買受人による固定資産税及び都市計画税の悪質な
課税逃れを防止するため、所有権移転登記が確実に行われるよう、
民事執行法を改正すること。

7 地方税の電子申告の普及促進（一般）

提案要求先 総務省
都所管局 主税局

地方税の電子申告は、社団法人地方税電子化協議会が運営する「地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）」により一元的に行われている。

都においては、平成17年8月から法人二税、平成18年1月から固定資産税(償却資産)の電子申告を開始したが、現在、eLTAXへの参加自治体は47都道府県及び16市にとどまり、チラシ、ポスター等の配布やホームページ等を通じた積極的な広報活動にもかかわらず、その利用率は低い水準にとどまっている。

電子申告は、納税者の利便性を向上させるとともに税務事務の効率化に寄与するものであり、早急に普及促進を図る必要があるため、以下の措置を講じること。

(1) 参加自治体への財政的支援

全国のほとんどの区市町村が eLTAX に参加していないことが利用率低迷の一因となっている。財政基盤の脆弱な区市町村の参加を促すために、支援措置を行うこと。

(2) 税制上の措置

国税においては、所得税及び登録免許税における税額控除制度が創設された。地方税においても、電子申告を早期に普及させるためには、利用者に対するインセンティブの付与が必要であり、期間を限った税額控除など、税制上の措置を講じること。

8 個人住民税の寄附金控除の拡充（一般）

提案要求先 総務省
都所管局 主税局

個人住民税の寄附金控除は、所得税の寄附金控除に比べ、対象となる寄附金、適用下限額及び控除限度額において、大きく制限されたものとなっており、地域社会における寄附文化の育成を阻む要因となっている。

「民間が担う公共」の役割が重要となっている中、個人による寄附を促進するため、個人住民税の寄附金控除について、適用下限額及び控除限度額を所得税並みに拡大するとともに、対象となる寄附金を自治体独自に認定できる制度とすること。